

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の説明書

外務省



一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	条約の内容	二
1	この条約の適用範囲	二
2	用語	二
3	この条約によって影響を受けない特権及び免除	三
4	免除	三
5	免除を実施するための方法	三
6	裁判権の行使についての明示の同意	四
7	裁判所における裁判手続への参加の効果	四
8	反訴	四
9	商業的取引	四
10	雇用契約	四
11	身体の傷害及び財産の損傷	五
12	財産の所有、占有及び使用	五
13	知的財産及び産業財産	五

14	会社その他の団体への参加	六
15	国が所有し又は運航する船舶	六
16	仲裁の合意の効果	六
17	判決前及び判決後の強制的な措置からの免除	六
18	送達	七
19	欠席判決	七
20	最終規定	七
	三 条約の実施のための国内措置	七
	(参考)	八

一 概説

1 条約の成立経緯

この条約は、平成十六年（二千四年）十二月二日、ニューヨークで開催された国際連合総会において採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、この分野における国際的な規則の確立を促進し、及び私人がこの条約の締約国である外国との間で行う取引等の法的な安定性を高めること等に資するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) この条約の規定に従い他の締約国が享有する免除が尊重されるよう、自国の裁判所が職権によって裁判権を行使することを差し控えることを決定することを確保すること。
- (2) 他の締約国が明示的に同意した場合等を除くほか、当該他の締約国の財産に対する強制的な措置（仮差押え、仮処分、差押え、強制執行等）をとらないこと。
- (3) 他の締約国に対して裁判手続を開始する文書又は他の締約国に対して言い渡した欠席判決の写しは、必要があるときは当該他の締約国の公用語による訳文を付して、国際約束に基づく方法等により当該他の締約国に送達すること。
- (4) 裁判所が次のすべてのことを認定しない限り、他の締約国に対して欠席判決を言い渡さないこと。
  - (イ) この条約の規定に従い裁判手続を開始する文書の送達が実施されていること。
  - (ロ) 裁判手続を開始する文書の送達が実施された日又は実施されたとみなされる日から四箇月以上の期間が経過したこと。
  - (ハ) 当該裁判所が当該他の締約国に対して裁判権を行使することがこの条約によって禁止されていないこと。
- (5) 欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、四箇月を下回らないものとする。
- (6) 他の締約国が自国の裁判所の命令に従わなかったこと又は従うことを拒否したことを理由として、原則として当該他の締約国に

対していかなる不利益も課さないこと。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

現在、私人が、外国との間で取引等を行う場合において、当該外国及びその財産に関して免除が認められるか否かを予見することができないことによるリスクを負わざるを得なくなるといふ問題が生じている。この条約を締結することにより、私人がこの条約の締約国である外国との間で取引等を行う場合において当該外国及びその財産に関して免除が認められる範囲等が明確化されることにより、当該私人がより安全に取引等を行うことが可能となるほか、我が国政府等が外国において取引等の活動を行う場合についても、当該外国の裁判所の裁判権からの免除が認められる範囲等が明確化されることにより、より円滑な活動を行うことが可能となる。このような国際的な規則の確立を促進する観点から、この条約を早期に締結することが望ましい。

#### 二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十三箇条、末文及び附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

##### 1 この条約の適用範囲（第一条）

この条約は、国及びその財産の他の国の裁判所の裁判権からの免除について適用する。

##### 2 用語（第二条）

- (1) この条約の適用上、
  - (イ) 「裁判所」とは、名称のいかんを問わず、司法機能を遂行する権限を有する国の機関をいう。
  - (ロ) 「国」とは、次のものをいう。
    - (a) 国家及びその政府の諸機関
    - (b) 連邦国家の構成単位又は国家の行政区画であつて、主権的な権能の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、それらの資格において行動しているもの
    - (c) 国家の機関若しくは下部機関又は他の団体（これらが国家の主権的な権能の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、そのような行為を現に行っている場合に限る。）

- (d) 国家の代表であつてその資格において行動しているもの
  - (ハ) 「商業的取引」とは、次のものをいう。
    - (a) 物品の販売又は役務の提供のための商業的な契約又は取引
    - (b) 貸付けその他の金融的な性質を有する取引に係る契約
    - (c) 商業的、工業的、通商的又は職業的な性質を有するその他の契約又は取引
  - (2) 契約又は取引が「商業的取引」であるか否かを決定するに当たつては、その契約又は取引の性質を主として考慮すべきものとする。ただし、契約若しくは取引の当事者間でその契約若しくは取引の目的も考慮すべきことについて合意した場合又は法廷地国の慣行により契約若しくは取引の目的がその契約若しくは取引の非商業的な性質を決定することに関係を有する場合には、当該契約又は取引の目的も考慮すべきものとする。
- 3 この条約によつて影響を受けない特権及び免除（第三条）
- (1) この条約は、外交使節団、領事機関等の任務の遂行に係る国際法に基づき国が享有する特権及び免除に影響を及ぼすものではない。
  - (2) この条約は、国の元首に対し、その者が国の元首であるとの理由により国際法に基づいて与えられる特権及び免除に影響を及ぼすものではない。
  - (3) この条約は、国が所有し又は運航する航空機又は宇宙物体に関し、国際法に基づき国が享有する免除に影響を及ぼすものではない。
- 4 免除（第五条）
- いずれの国も、この条約に従い、自国及びその財産に関し、他の国の裁判所の裁判権からの免除を享有する。
- 5 免除を実施するための方法（第六条）
- いずれの国も、自国の裁判所における裁判手続において他の国に対して裁判権を行使することを差し控えることにより免除を実施するものとし、このため、自国の裁判所が、当該他の国が享有する免除が尊重されるよう職権によつて決定することを確保する。

## 6 裁判権の行使についての明示の同意（第七条）

いずれの国も、国際的な合意等により、ある事項又は事件に関して他の国の裁判所による裁判権の行使について明示的に同意した場合には、当該事項又は事件に関する当該他の国の裁判所における裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができない。

## 7 裁判所における裁判手続への参加の効果（第八条）

いずれの国も、自ら他の国の裁判所における裁判手続を開始した場合又は当該裁判手続に参加し、若しくは本案に関して他の措置をとった場合には、当該裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができない。

## 8 反訴（第九条）

(1) いずれの国も、他の国の裁判所において裁判手続を開始した場合には、本訴に係る法律関係又は事実と同一のものから生じたいかなる反訴についても、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

(2) いずれの国も、他の国の裁判所における裁判手続において請求を行うために当該裁判手続に参加した場合には、自国が行った請求に係る法律関係又は事実と同一のものから生じたいかなる反訴についても、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

(3) いずれの国も、自国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において反訴を行った場合には、本訴について当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

## 9 商業的取引（第十条）

いずれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引を行う場合において、適用のある国際私法の規則に基づき他の国の裁判所が当該商業的取引に関する紛争について管轄権を有するときは、当該商業的取引から生じた裁判手続において、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

## 10 雇用契約（第十一条）

(1) いずれの国も、自国と個人との間の雇用契約であって、他の国の領域内において全部又は一部が行われ、又は行われるべき労働

に係るものに関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

(2) (1)の規定は、裁判手続の対象となる事項が個人の採用、雇用契約の更新又は復職に係るものである場合、裁判手続の対象となる事項が個人の解雇又は雇用契約の終了に係るものであり、かつ、雇用主である国の元首、政府の長又は外務大臣が当該裁判手続が当該国の安全保障上の利益を害し得るものであると認める場合等には、適用しない。

11 身体の傷害及び財産の損傷（第十二条）

いずれの国も、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自国の責めに帰するとされる作為又は不作為によつて生じた場合において、当該作為又は不作為の全部又は一部が他の国の領域内で行われ、かつ、当該作為又は不作為を行った者が当該作為又は不作為を行った時点において当該他の国の領域内に所在していたときは、当該人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失に対する金銭によるてん補に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

12 財産の所有、占有及び使用（第十三条）

いずれの国も、法廷地国にある不動産に関する自国の権利若しくは利益等についての決定に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

13 知的財産及び産業財産（第十四条）

いずれの国も、次の事項に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

(1) すべての種類の知的財産又は産業財産に係る自国の権利であつて、法廷地国において法的な保護措置の対象となるものについての決定

(2) (1)に規定する性質を有する権利であつて、第三者に属し、かつ、法廷地国において保護されているものに対して自国が法廷地国の領域内において行ったとされる侵害

14 会社その他の団体への参加（第十五条）

いずれの国も、次の(1)又は(2)の条件を満たす会社その他の団体に自国が参加していることに関する裁判手続、すなわち、自国と当該団体又は当該団体の他の参加者との関係に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

(1) 当該団体が国又は国際機関以外の参加者を有すること。

(2) 当該団体が法廷地国の法令に基づいて設立されていること又はその本部若しくは主たる営業所が法廷地国内に所在すること。

15 国が所有し又は運航する船舶（第十六条）

(1) 船舶を所有し又は運航する国は、当該船舶が裁判の原因の生じた時点において政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該船舶の運航に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

(2) いずれの国も、自国が所有し又は運航する船舶が裁判の原因の生じた時点において政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該船舶による貨物の運送に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

16 仲裁の合意の効果（第十七条）

いずれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引に関する紛争を仲裁に付することを書面により合意する場合には、仲裁の合意の有効性、解釈又は適用等に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

17 判決前及び判決後の強制的な措置からの免除（第十八条及び第十九条）

いずれの国の財産に対するいかなる判決前又は判決後の強制的な措置（仮差押え、仮処分、差押え、強制執行等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならない。ただし、当該国が、そのような強制的な措置がとられることについて明示的に同意した場合等は、この限りでない。

18 送達（第二十二條）

呼出状その他のいづれかの国に対して裁判手続を開始する文書の送達は、法廷地国及び当該国に対して拘束力を有する適用のある国際条約に基づく方法等によつて実施する。

19 欠席判決（第二十三條）

(1) 欠席判決は、裁判所が18に定める要件が満たされたこと等を認定しない限り、いづれの国に対してもこれを言い渡してはならない。

(2) 欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、四箇月を下回らないものとし、国が判決の写しを受領した日又は受領したとみなされる日から起算する。

20 最終規定（第二十五条から三十三条まで）

紛争の解決、批准、受諾、承認又は加入、効力発生、廃棄等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、外国に対する我が国の民事裁判権に関する法律案が今次国会に提出されている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成十六年十二月二日 ニューヨークにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十一年二月一日現在 未発効(三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。)
- 3 署名国 二十八箇国  
オーストリア、ベルギー、中華人民共和国、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、インド、イラン、日本国、レバノン、マダガスカル、メキシコ、モロッコ、ノルウェー、パラグアイ、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スウェーデン、スイス、東ティモール、英国
- 4 締約国 平成二十一年二月一日現在 六箇国  
オーストリア、イラン、レバノン、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア